

とぎつ活性化協カクーポン券発行事業実施要領

第1条（目的）

新型コロナウイルスの感染拡大は時津町内の商工業者並びに住民の経済活動に深刻な影響を及ぼしている。そのため、地域振興に貢献する幅広い業種の店舗等において使用できる、とぎつ活性化協カクーポン券を発行することで、地元地域における消費を喚起し、消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的とする。

第2条（発行者）

発行者は、西そのぎ商工会（時津支所）とする。

第3条（加盟店）

時津町内で事業を営む者で、西そのぎ商工会に登録申請を行い加盟店として認められた者

- 2 加盟店登録申請を行い、加盟店として認められた者
- 3 加盟店は、ステッカー等で加盟店である旨を店頭などに表示する
- 4 加盟店は、時津町内に所在地を置く店舗（事業所等）に限る
- 5 加盟店の単位は、営業店等毎とする
- 6 その他西そのぎ商工会（商品券発行事業委員会）で協議し認められた者

第4条（加盟店の基準）

加盟店の種類区分の基準は、別表1のとおりとする。

第5条（加盟店登録料）

加盟店登録料は、無料とする。

第6条（発行総額及び販売総額）

とぎつ活性化協カクーポン券の発行総額は約5億3,200万円とする。

- 2 発行総額のうち、販売総額は約3億1,920万円とし、約2億1,280万円をプレミアム分とする。

第7条（販売窓口）

販売窓口は、時津町役場産業振興課、時津町コスモス会館、時津町北部コミュニティセンター、西そのぎ商工会の4施設において対面販売とする。

- 2 臨時に販売窓口を設置することができる。

第8条（とぎつ活性化協カクーポン券の額面及び種類）

とぎつ活性化協カクーポン券の額面及び種類は次のとおりとする。

- (1) 割引4,000円（プレミアム）を含む一冊（券面額）10,000円（販売額6,000円）とする。
- (2) 券の額面は、500円券の一種類（20枚）とする。
- (3) 券の種類は、全ての加盟店で使用できるA券（16枚・8,000円分）と、大型店（加盟店のⅡ種店）では使用できないB券（4枚・2,000円分）の2種類とする。

第9条（とぎつ活性化協カクーポン券の発売）

とぎつ活性化協カクーポン券の購入対象者は、時津町内居住者で住民基本台帳（基準日：2020年6月30日）に記録されている世帯の世帯主に限る。

2 その他購入対象者の管理及び確認については時津町役場が行うものとする。

第 10 条（とぎつ活性化協カクーポン券の利用）

とぎつ活性化協カクーポン券の利用期間は発行日から 2020 年 11 月 1 日までとする。

- 2 現金への換金はしない。
- 3 額面未満の買物でのつり銭は出さない。
- 4 第三者への転売、譲渡は禁止する。
- 5 とぎつ活性化協カクーポン券発売には加盟店一覧表を添付する。

第 11 条（とぎつ活性化協カクーポン券の決済）

使用済みのとぎつ活性化協カクーポン券は、裏面に購買した加盟店の印を押印し、時津町役場産業振興課または西そのぎ商工会時津支所に、換金請求書を添えて提出する。

- 2 商工会は、各締日毎に請求を受けた換金額を取りまとめ、加盟店に対し指定口座に振込み、決済する。

第 12 条（換金料）

換金料は、無料とする。

第 13 条（換金期限）

換金期限は、2020 年 11 月 30 日とする。

第 14 条（管理）

販売前のとぎつ活性化協カクーポン券は、時津町役場で保管する。ただし、管理の安全面を考慮し外部の専門業者による保管も行うことができる。

- 2 決済済みのとぎつ活性化協カクーポン券は穴開けし、5 年間時津町役場で保管し、その後破棄する。
- 3 とぎつ活性化協カクーポン券は特別会計とし、回収、換金の振込処理、未換金残高などの管理は、西そのぎ商工会で行う。

第 15 条（監査）

会計、換金処理等にもなう管理運営等についての監査は、西そのぎ商工会特別会計として西そのぎ商工会監事が行う。

第 16 条（その他）

この要領に定めのない事項については、西そのぎ商工会長が決定する。

1. 附則

この要領は、2020 年 12 月 31 日をもって終了する。

別表 1（加盟店の基準）

加盟店種類	基準	備考
I 種店	下記以外の事業所	A 券・B 券とも使用可
II 種店 (大型店)	次の①②をともに満たす事業所 ①店舗面積等（作業場、倉庫等除く）330m ² を超える。 ②従業員数（パート含む）が10名を超える。	A 券のみ使用可 (※B 券使用不可)

※加盟店種類の基準は店舗（事業所等）単位で実施する